特集1

夫婦で一緒に子育て

～男性の育児休業が取りやすくなりました～

●問合先　企画政策課男女協働推進係（☎23-2115）

あなたは、育児休業制度を知っていますか。

育児休業とは、原則1歳未満の子どもを養育するための休業で、『育児・介護休業法』という法律で定められています。これは、労働者が子育てをしながら働き続けることができるように設けられた制度です。

育児・介護休業法は、令和3年に改正、令和4年4月から段階的に施行されていて、男性も女性も仕事と育児の両立ができるように、雇用環境の整備が図られています。

男性が育児に参加すること、女性が社会で活躍すること。その先に目指すべき社会とは、すべての人が働きやすく、暮らしやすい社会ではないでしょうか。

男性の育児休業制度を通じて、『すべての人がきらめくいまり』の実現について、考えてみませんか。

なぜ男性の育児休業が必要なの？

男性が子育てに参加することは、当たり前の時代になっています。

共働きの夫婦や核家族が増えている今、実際にはどのくらいの人が、育児休業を取っているのか見てみましょう。

◆全国の育児休業取得率の推移　（資料：厚生労働省『雇用均等基本調査』）

年　度	平成14年度	平成19年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度
女　性	64.0%	89.7%	87.8%	81.8%	**85.1%**
男　性	0.33%	1.56%	2.63%	3.16%	**13.97%**

※政府は、令和7年（2025年）における男性の育児休業取得率の目標を**30%**としています。

令和3年度の育児休業取得率を男性と女性とで比較すると、**女性の85・1**㌽に対し、**男性は13・97**㌽とかなり低い水準にあることがわかります。

統計によると、6歳未満の子どもを持つ家庭で、男性が1日のうち家事や育児に関連することに費やす時間は、1時間程度と諸外国に比べて低水準となっています。また、男性の家事・育児時間が長いほど、妻が継続して就業する割合が高くなっていることや、第2子以降の出生割合が高くなっていることがわかっています。

つまり、男性のサポートが増えてくれば、仕事と育児の両立が成り立ち、社会で活躍する女性が増えたり、子どもの出生率が上がったりするのではないでしょうか。

このような背景があって、男性の育児休業の取得がさらに進むよう、育児・介護休業法が改正されています。

次に、改正の内容やポイントを紹介します。

育児休業が取りやすくなりました

ポイント1

令和4年4月1日から

▽**個別周知・休業取得意向確認【新設】**

労働者本人または配偶者の妊娠・出産の申し出があったときは、個別に制度の周知と休業の意向を確認することが義務付けられました。

▽**雇用環境整備の措置【新設】**

育児休業を取得しやすい労働環境の整備のため、次のいずれか（複数が望ましい）を実施することが義務付けられました。

①制度に関する研修の実施
②相談窓口や対応者の設置
③休業取得事例の収集と提供
④制度と休業取得促進の方針の周知

▽**取得要件の緩和【改正】**

有期労働者の休業取得が、雇用期間に関わらず可能になりました。

ポイント2

令和4年10月1日から

▽**産後パパ育休（出生時育児休業）【新設】**

子どもが生まれてから8週間以内に、28日を限度として取得できます。

育児休業（★）とは別に、2回まで分割して取ることができます。

※下の【表】中➡が新制度

▽**育児休業（★）の分割取得【改正】**

分割して、2回まで取得できるようになりました。

保育所に入所できないなどの特別な事情がある場合は、再取得が可能です。

※下の【表】中➡が改正

ポイント3

令和5年4月1日から

▽**育児休業等の取得状況の公表【新設】**

労働者が1001人以上の企業は、毎年1回、男性労働者の育児休業等の取得率を公表することが義務付けられます。

◆**育児休業制度の活用例【表】**　（資料：厚生労働省）

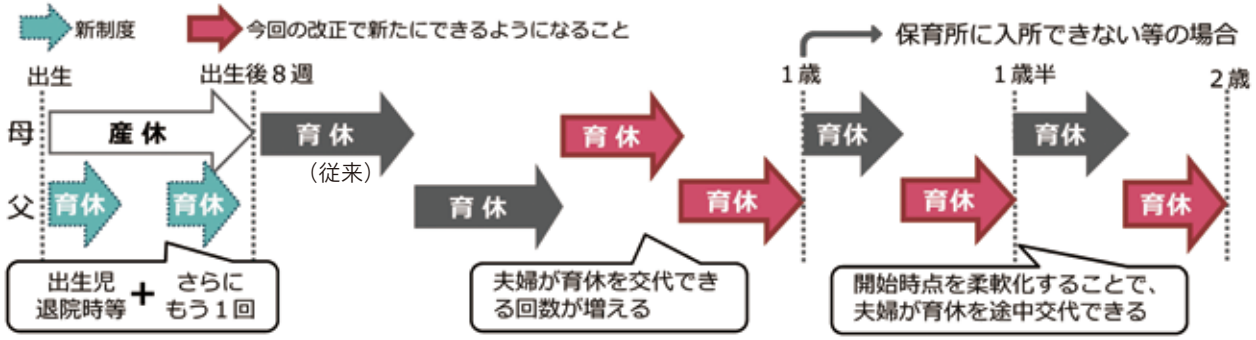

男性が育児に参加するということ

男性の育児休業取得は、男性の家事・育児への参画を進め、家族の絆を深めます。会社にとっても、業務や働き方の見直しにつながるなど、メリットがあります。

男性のメリット

◆仕事と家庭の両立を意識することで、仕事の効率アップや自身の成長につながる
◆親としての責任感が、仕事のモチベーションを高める

女性のメリット

◆育児を共有することで、育児の不安やストレスが軽減できる
◆家事・育児の分担でフルタイムでの就労が可能になり、キャリアアップにつながる

会社のメリット

◆社員の満足度やモチベーションを高めることで、優秀な人材の定着が期待できる
◆働きやすい職場環境は、企業のイメージアップになる

家庭生活が充実し、仕事と生活の調和が進むと、ワークライフバランスが実現され、男女共同参画社会の実現にもつながります。

一方で、育児休業取得期間は無給になるため、経済的に不安定になることが考えられます。また、職場環境によっては、育児休業を取得しづらいなど、さまざまな課題があります。

しかし、**日々成長していくわが子とのかけがえのない時間を過ごす**ことは、家族の絆が一層深まり、子育てを通して視野が広がっていきます。

そこで、実際に育児休業を取得した男性に、話を聞いてみました。

育児休業を取得した人に聞いてみました

蒲原（かもはら） 憲彦（のりひこ） さん

社会福祉士・精神保健福祉士

【勤務先】社会福祉法人東方会（とうほうかい）
障害者就労支援センター

令和４年９月 12 日～ 30 日に育児休業を取得

なぜ、育児休業を取得しようと思いましたか？

２人の育児を妻だけでするのは、大変だと思ったからです。家族のため、出産１か月前に、上司に相談しました。

出産直前に上司への相談このタイミングは？

育児休業制度は就業規則に盛り込んであり、いつでも誰でも規則を見ることができるので、知っていました。しかし、これまで男性が取得した実績がなく、迷っていました。

同法人では男性の育児休業取得第１号

「他のスタッフに負担をかけてしまう」というのが気になりました。結果として、休む前に段取りができたので、最小限の負担で済んだと思います。法人では２人目の男性職員が、育児休業を取得しました。

取りやすくするためには何が必要だと思いますか？

１番は職場の理解。上司からの「育児休業を取ったら」という言葉は、うれしかったです。

育児休業を取ってみてどうですか？

わが子の『今、この瞬間』を見守ることができて、「取ってよかった」の一言です。

職場のみんなの協力があってこそ、子育ての楽しさ・うれしさを味わう貴重な経験ができました。感謝しています。

杵嶋（きしま） 孝太（こうた） さん

公務員 【勤務先】伊万里市役所

令和４年 10 月 11 日から１か月間、育児参加のための休暇を活用して、定時よりも１時間早く退庁。11 月 14 日～ 30 日に育児休業を取得

なぜ、育児休業を取得しようと思いましたか？

妻が育児以外に使える時間と休息できる時間を作りたいと思ったからです。妻の妊娠がわかって、安定期に入った頃から、二人で話し合いました。

育児休業の取得で意識したことは？

仕事では、業務の引き継ぎ。育児では、役割分担を明確にするため、事前に「自分に何を期待するか」を妻に聞きました。

取りづらさや上司への言いづらさは？

同僚には、申し訳ない気持ちがありましたが、みんなが理解してくれて、協力的でした。代替えの職員を配置してもらえたのは、よかったです。

取りやすくするためには何が必要だと思いますか？

上司や同僚などの職場の理解と制度の充実。休んでいる間に自分の仕事を安心して任せられるような職場環境が、必要だと感じました。

育児休業を取得しようと考えている人にアドバイス

わが子の成長過程を見守ることができる貴重な時間でした。子育てには、悩むことがたくさんあります。そのとき妻の相談相手になることは、重要だと思います。積極的に育児休業を取得しましょう。

伊万里市では、

『男と女が協働し、すべての人がきらめく“いまり”の実現』

を目指しています。

男性の育児参加　その先に目指すべき社会

男女共同参画社会とは

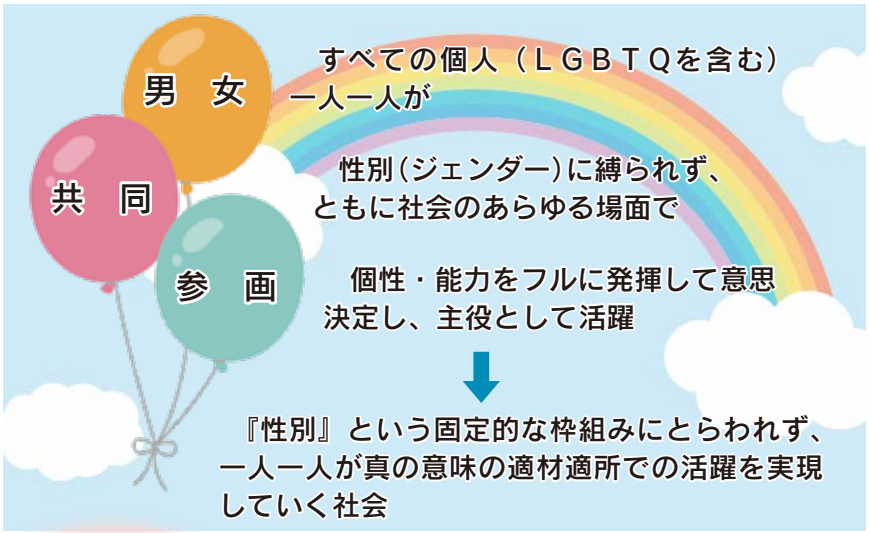

『男女共同参画』と『男女協働参画』

国や県では、『男女共同参画社会基本法』のように、『共同』を使用していますが、市では『協働』を使っています。

協働は、古くから日本社会において使われてきた言葉ではありません。市では早くから、「市民と行政が、ともに汗を流して協力して取り組もう」という意味から使い始め、力だけでなく、心も合わせて参画社会を目指したいとの思いを込めています。

男女協同参画社会実現のため

伊万里市男女協働参画懇話会『いまりプラザ』

伊万里市男女協働参画懇話会『いまりプラザ』は、市民自らが女性問題を考えるための団体で、男女協働参画社会の実現を目指し、毎月の定例会や出前講座などの啓発活動、研修会などに取り組んでいます。

さらに、市の男女協働参画関連事業が、計画通りに進んでいるかを確認しています。

現在は14期目（１期２年）で、各種団体からの推薦や公募などで集まった17人（男性６人、女性11人）で、積極的に活動しています。

一緒に活動してみませんか

第15期の公募委員を募集します。

男女協働参画に興味がある人、もっと知りたいと思っている人、一緒に活動してみませんか。詳しくは、広報伊万里４月号でお知らせします。

このような活動をしています！

★隔年で、男女協働参画フォーラムを開催しています

男女協働参画に関するテーマの講演会を開催しています。

令和４年10月には、アバンセ（佐賀県立男女共同参画センター）館長の田口香津子さんを講師に招き、演題『こころを健やかに保つために』の講演会を開き、盛会に終わりました。

この日は、伊万里実業高校フードプロジェクト部による活動事例の発表や、家庭で不用となった食品を必要な人につなぐフードドライブもありました。

★パネル展を実施しています

毎年、『男女共同参画週間』や『女性に対する暴力をなくす運動』の期間にあわせて、パネル展を実施しています。パネルだけでなく、いまりプラザで作成した紙芝居などの展示や、関連するリーフレットなどを自由に持ち帰ることもできます。

★親子や夫婦で参加できる講座を開催しています

男女協働参画の視点を取り入れたさまざまな講座を開いています。

▷令和４年６月、風空間（かぜくうかん）代表の飯田（いいだ）由美子さんから、災害時を想定したポリ袋調理法や防災備蓄について、夫婦で学びました。

▷１月14日、親子で参加するフィットネスとミニ子育て講座を開催しました（詳しくは８ページに掲載）。